

消 防 計 画

7 - 1

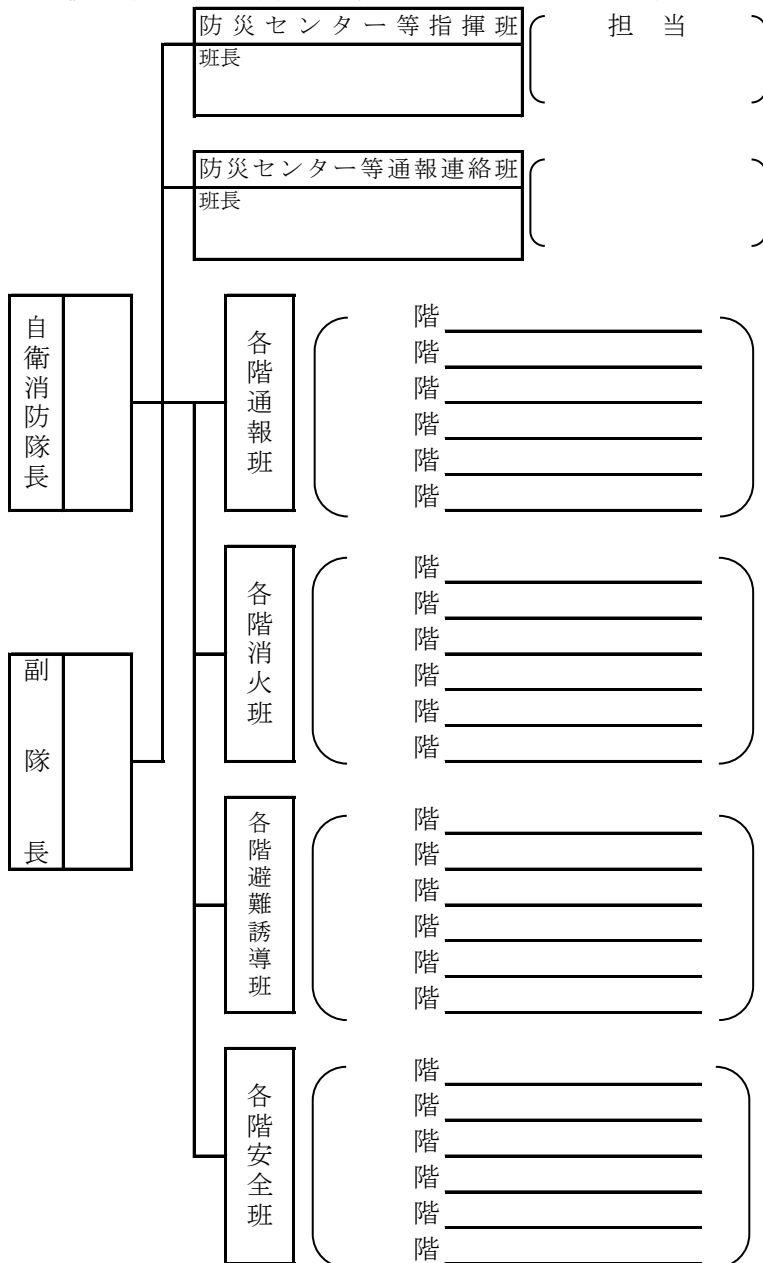
建物配置図（本欄に書けない場合は別図にしてください。）

1 防火管理組織を次のように定める

（本欄に書けない場合は別図にしてください。）

2 自衛消防隊の設置及び組織を次のように定める

・記載例（なお本図と異なる組織又は本図に記入できない場合は別紙に記入してください。）



(業務内容)
 ・自衛消防隊の全般の指揮および火災の推移に応じて各種情報を収集して、隊長の判断を補佐する。また、非常放送等を通じて全館に必要な指示を行う。

・119の通報およびその確認ならびに指示。部外・部内関係先への必要事項の通報、連絡、火災情報の収集等にあたる。

・119の通報または防災センター等への連絡をしその後、必要な情報を指揮班または通報連絡班に伝達するとともに、他の班に対する連絡、支援等を必要に応じて行う。

・消火器、水バケツ、屋内消火栓、特殊消火設備等を火災状況に応じて、積極的に使用して初期消火を行うとともに消防隊の消火作業に協力する。

・火災を覚知すれば、躊躇することなく直ちにその状況に応じて最適避難経路を判断し、笛の使用や大声を出すなどして、リーダーシップを発揮し、安全な場所に誘導する。

・電気、ガス、危険物施設、火気使用設備、空調、排煙各設備等の安全措置、防火区画、たて穴区画等の防火戸の閉鎖等の措置を行う。

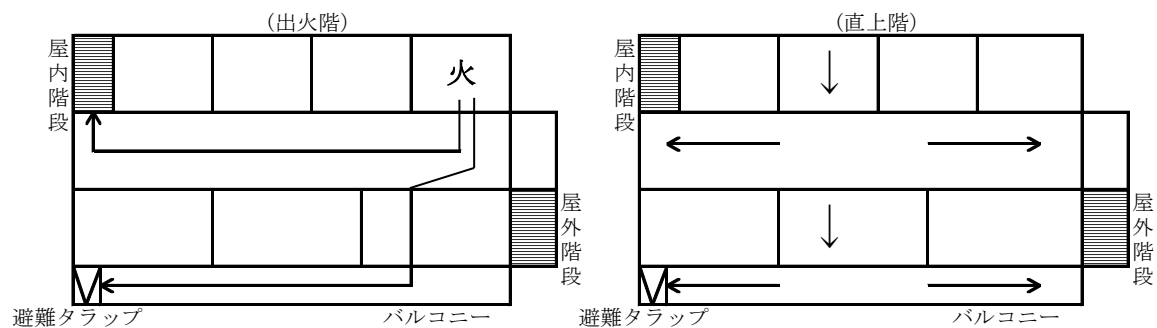
3

消防用設備等の責任者を次のように定める

消 火 器		自動火災報知設備
各階設置数	担 当	・受信機設置場所 ____階の
階 本		担当
階 本		昼間 ()
階 本		夜間 ()
階 本		・副受信機設置場所 ____階の
階 本		担当
階 本		昼間 ()
階 本		夜間 ()
避 難 器 具		
各階設置数	担 当	放送設備（業務放送を含む）
階 箇所		設置場所
階 箇所		____階の
階 箇所		担当
階 箇所		昼間 ()
階 箇所		夜間 ()
屋 内 消 火 栓		特 殊 消 火 設 備
各階設置数	担 当	設 備 名
階 箇所		()
階 箇所		設置場所
階 箇所		()
階 箇所		()
階 箇所		担 当
階 箇所		()
階 箇所		()
自動火災報知設備または、 放送設備の操作・監視業務の 外部委託		連 結 送 水 管 等
委 託 先		送水口設置場所
電 話 ()		()
委 託 内 容		消防隊誘導担当
		()

4	通報連絡方法は次のとおりとする	出火場所 → 119'	出火場所 → 指揮班	指揮班 → 消防隊
		<ul style="list-style-type: none"> 火災発見者等は社（店）内電話を利用して直接119'通報する。（ピーという発信音を確認してからダイヤルする） 火災発見者等は社（店）内電話で指揮班（保安室、事務室等）に連絡する。 自動火災報知設備受信機により火災覚知した場合、または火災発見者等から連絡を受けた場合、保安係員等は119'通報するとともに現場を確認し、状況により全館鳴動及び非常放送をする。 通報内容は、「火事です。所在地は、近くの目標、何がどれ位燃えているか、要救助者の有無、誘導員待機の有無、通報者の住所・氏名等」 非常通報装置（ワンタッチ式）を使用する。 その他（ ） 	<ul style="list-style-type: none"> 火災が発生したことを通報する。 初期消火可能（不可能）であることを通報する。 応援が必要（不要）であることを通報する。 避難開始が必要（不要）であることを通報する。 消火した場合は直ちに報告する。 その他（ ） 	<ul style="list-style-type: none"> 出火場所の説明ならびに誘導をする。 延焼状況の概要報告をする。 在館者の避難状況、要避難者の有無等を報告する。 建物状況の報告をする。 危険物、電気、ガス施設の状況を報告する。
5	消防活動を行う際の遵守事項	初期消火活動	特殊消火設備	消防隊支援活動
		<ul style="list-style-type: none"> 火を見てもあわてず落ち着いて行動する。 叩き消し、水バケツ、砂等を使用する。 消火器を使用する（使用は天井着火までとし、いつまでも消火器に執着しない） 消火器使用と同時に屋内消火栓の放水態勢をとり早期に使用する。 操作順序は「ホース延長」「起動ボタンを押す」「バルブを開ける」とする。 ホースのねじれ、折り曲げに注意する。 周囲の状況に注意し退路を考え、深追いしないこととする。 その他（ ） 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模火災のうちは消火器を使用する。 的確な判断により早期に特殊消火設備の使用を決心する。 使用時は付近に注意を喚起する。 指導班に必要事項を連絡する。 使用時は早目に避難する。 現場の消防隊には使用したことを必ず連絡する。 その他（ ） 	<ul style="list-style-type: none"> 消防隊が現場到着した場合には、火災、延焼状況を通報する。 放水作業等の交替を円滑に行う。 交替時は、消防隊の要請により消防隊の消火作業を支援する。 安全班は電気、ガス施設、空調、排煙各設備などの安全措置を行う。 安全班は防火戸等の閉鎖の措置を行う。 消防車両進入障害物を除去し消防車両を誘導する。 消防隊員を火災現場に誘導する。 その他（ ）
その他細部計画は社（店）内防火管理規則に定める。				
6	避難及び避難誘導上の遵守事項	避難の開始	避難の方法	指揮班の避難誘導および指揮
		<ul style="list-style-type: none"> 非常ベルが鳴ったら避難に備え避難準備態勢をとる。 大声で皆に知らせる。 責任者はリーダーシップを発揮して的確に避難行動を指示する。 なるべく制服を着ている者や腕章を着用している者がリーダーシップをとった方が効果がある。 必要に応じて、タオル・マスク等を使用する。 いたずらに騒ぎたて、無秩序な行動にならないようにする。 地震発生のおときは、必ず係員が必要な指示を行う。 その他（ ） 	<ul style="list-style-type: none"> 各階の避難誘導班の責任者は、当該場所における最適避難方法を決定する。 避難順序は、 ①横方向への避難（避難橋、連絡通路等の利用） ②下方向への避難（屋外階段、屋内階段等の利用） ③上階方向への避難（屋上、屋上避難広場の利用）とする。 避難器具は最終的な方法とする。 避難場所は予め定められた場所とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 火災の全体状況の把握につおめる。 機会を失せず非常放送等により火災状況を説明するとともに、避難方向を指示する。 パニック現象を考え、放送内容等については平素から十分に留意しておくこととする。 消防隊との密接な連絡を保つこととする。 安全班に空調停止、排煙措置、防火戸の閉鎖確認等の指示をする。 要救助者の有無を確認する。 避難の細部計画は社（店）内防火規制に定める。 その他（ ）

7
とおりとする
避難計画は次の



- ・当該対象物の最も避難が困難な階を模擬的に出火点と想定して避難計画をたててください。
なお、上階の火点直近の屋内階段は使用不能として、避難計画をたててください。
- ・避難経路は必ず二方向避難（各階のあらゆる場所から異なる経路を通って安全な場所に避難できること）が可能ないように計画してください。

8	避難訓練 (震災対策を含む)	通報訓練	消火訓練					
	<ul style="list-style-type: none"> 避難訓練の内容は震災対策を含め次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○非常ベル鳴動時の避難準備態勢訓練 ○館内放送による避難誘導訓練 ○各々の場所における最適避難誘導訓練 ○責任者指揮班の指示・命令訓練 ○安全班における防火戸等閉鎖訓練 ○各職場ごとに訓練に応じた目標を設定して行い、各人がその任務について熟練するようつとめる 避難器具操作・取扱い訓練 (固定式以外のものは危険を伴うことがあるので十全の注意を払う) その他 () 	<ul style="list-style-type: none"> 通報訓練の内容は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○自動火災報知設備受信機による火災覚知訓練 ○放送設備による館内放送訓練 ○社(店)内電話により、保安室等へ通報する訓練 ○社(店)内電話により、119'し必要な情報を伝える119'通報訓練 ○出火場所および各班から、指導班へ連絡する訓練 ○指揮班から各班および消防隊へ情報伝達する その他 () 	<ul style="list-style-type: none"> 消火訓練の内容は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○消火器訓練 ○水バケツ・水道ホースなどによる訓練 ○屋内消火栓による操作・放水訓練 ○特殊消火設備のもぎ操作訓練 ○火気使用設備の使用停止訓練 その他 () 					
避難・通報・消火訓練計画の細部については社(店)内防火管理規則に定める。								
9	<ul style="list-style-type: none"> 年2回以上実施し、そのうち避難・通報・消火の総合訓練を年1回以上実施する。 訓練実施時は予め消防署へ通報する。 訓練内容はできるだけ写真等で記録し、次回の訓練の参考にする。 震災対策としての防災訓練を実施する。なお、細部については、社(店)内防火規則で定める。 	定期的実施する場合はその月日						
		実施日						
		月	日	月	日			
		月	日	月	日			
		月	日	月	日			
10	<ul style="list-style-type: none"> 法令の定めるところにより、避難通路等の確保については次のとおり行う。 <ul style="list-style-type: none"> ○階段、廊下、通路等の避難経路には物品を置かない。 ○避難誘導等に支障を生ぜしめないよう適性な定員確保に努める。 ○屋外階段、避難階での非常口は鍵をかけない。 ○屋外階段、避難階での非常口の鍵は、非常鍵とする。 ○防火戸は正常に作動するよう日頃から維持管理し、防火戸の機能障害を排除する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の経路となる部分および消火器、自動火災報知設備受信機、放送設備操作部、屋内消火栓箱等の周辺は常に整理・整頓し、使用を妨げる物品等を置かず、避難および消火活動の支障にならないようにする。 ・以上のほか避難通路等の確保について必要な事項は、社(店)内防火規則に定める。 						
11	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の防火管理者の代行者は_____とする。 代行者は予め定められたところにより必要な業務の処理を行う。 代行者の必要に応じ、防火管理者にその業務を引き継がなければならない。 その他 () 	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">自衛消防隊長 (代行者)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">各勤務者 ()名</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">119通報及び各種連絡</div> <div style="margin-right: 10px;">()</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">消火・救出・救助</div> <div style="margin-right: 10px;">()</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">避難誘導・重要物品持出し</div> <div style="margin-right: 10px;">()</div> </div>	担 当	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">委託警備の場合</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">委託の範囲、概要並びに人員</div>

16 危険物施設に関する遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> 危険物取扱者は法令の定める自主点検等を確実に実施し、危険物施設の適正管理につとめる。 危険物施設の維持管理については、別に定める予防規定等により従業員に徹底させる。 危険物取扱者等は常に防火管理者と連絡を密にし、危険物施設の維持管理、災害防止につとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物施設の改修工事に際し、火気又は火花の発生するおそれのある工事を行うときは、防火区画等火災予防上安全な措置を講ずる。 危険物の流失、漏洩事故に際しては、周辺への拡大防止と回収等の応急措置を講ずる。 その他（ ） 	
17 火気管理は次のように行う	<ul style="list-style-type: none"> 各部署ごとに火元責任者を定め法令の定めるところにより、炉・厨房・ボイラー・ストーブ・こんろ・裸火・喫煙等の火気管理を行わせる。 異常気象時については、特に火気の使用を制限、禁止する。 火気使用器具の取扱いについては、市町村条例の定めるところによる。 火気管理上必要な事項は社(店)内防火規則で定める。 その他（ ） 	18 防災教育は次のように実施する	<ul style="list-style-type: none"> 震災対策を含む消防計画の内容、社(店)内防火規則の内容および各勤務者の任務等を新入社員、勤務者（自衛消防隊員）および各担当者に教育指導し、その徹底を図る。 防災教育上必要があるときは消防職員の派遣を定めるものとする。 上記の他防災教育について、必要な事項は社(店)内防火規則に定める。
19 防火管理台帳の作成上の遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> 防火管理台帳に「防火管理者選任(解任)届出書」、「消防計画」、「社(店)内防火規則」、「防火管理台帳総括表」、「棟別状況表」、「危険物施設一覧表」、「条例による届出施設一覧表」、「防火管理記録」および「査察結果通告書」、「毎日点検結果」などその他の必要な図書を編冊し保存するとともに、必要な記録を行う。 消防法令により必要とされる「消防用設備等点検結果報告書」、ボイラー、変電設備等の各種届出を消防本部に届け出るとともに、副本を保存する。 その他（ ） 	20 社・店内防火規則等作成上の遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> 本消防計画を実施するため必要な細部事項は、社(店)内防火規則に定め、その周知徹底を図ることにより、火災予防ならびに人命安全確保に努める。 本消防計画並びに社(店)内防火規則は常に見直しにつとめ、当該防火対象物の実態に合致した内容になるよう管理権原者はじめ防火管理関係者は、努力しなければならない。
21 特記事項			